

判例研究

〔商法 六六〇〕 二六条三項の売主の悪意と同視できるとして責任を認めたる事例

東京高判令和四年二月八日
令和四年(※)一六九四号 損害賠償請求控訴事件(確定)
判例タイムズ一五二号一三一頁

〔判示事項〕

一、商法五二六条三項が悪意の売主に同条二項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる売主には自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼を保護する必要がないとの趣旨に出たものと解されるところ、同項の規定により買主に酷ともいえる結果が生じる場合があり得ることも踏まえ、保護されるべき売主の信頼は正当なものであることが求められるというべきであり、瑕疵の存在を知らないことにつき売主に重過失があるとき

には、悪意の場合と同視し、売主は同項により保護されないものと解するのが相当である。

〔参照条文〕

商法五二六条

〔事実概要〕

X社は衣服の製造加工、販売、賃貸及び輸出入等を主たる事業とする東京証券取引所第一部上場の株式会社であり、

Y社は、衣料副資材の企画・製造・販売及び情報システム、情報タグの製造販売、バーコード関連機器販売を事業内容とする株式会社である。

Xは、平成二九年頃、訴外A社から、同社の親会社である訴外B社の従業員ユニフォームの発注を受けた。Aに納入するユニフォームには、従業員別識別管理のためのバーコード、識別番号数字、縫付け対象衣類の品目・サイズ等が印刷された布製ラベル（以下、バーコードネームという）を縫い付けて納入することとされていたところ、バーコードネームについては、それまでも複数回の取引実績があったYから調達することとなり、令和元年五月から令和二年五月までの間に、合計八五九九七一枚のバーコードネーム（以下、本件注作品という）をYに発注し、Yはこれを受注した（以下、本件契約という）。本件注作品のうち、最初の納入は、令和元年六月二七日になされた。

本件注作品は、一三桁の数字列を表す一次元バーコードのほか、衣服類の品目名・サイズ及び「添え字」と呼ばれるバーコードが表す一三桁のアラビア数字列が印刷された布製ラベルであり、識別番号数字の構成は、Aから「制服バーコード管理体系」とおりに指定されており、Yは、受注に際し、Xから上記コード構成の伝達を受け認識して

いた。

Yは、本件注作品に係るバーコードネームについて、各工程のうち、バーコード定義登録は正しく行ったが、レイアウト設計において、工場担当者が、バーコード定義登録で新たに設定した定義ではなく、誤って、従来品に関するバーコード定義を設置してしまうというミスをし、そのため、本来「9」のコードから始まるべき一三桁のバーコードの二桁目に「0」のコードが印刷され、二桁目からは「9」のコードから続く一二桁のコードが印刷されていたが、七・八桁目の二個の「0」のうちの一個が消失し、一三桁目には誤ったチェックデジットの数字を示すコードが印刷されるという齟齬が発生した。

Yは、版下作成を経た後、バーコードスキャンにおいて、一行目のバーコードを読み取る作業をしたが、一三桁目の数字が偶然添え字と同じ数字であったため、一桁目が「0」であることに気づかず、そのままバーコードネームの製造に移行してしまった。なお、上記版下確認に際して、Xによる内容確認の過程があったが、Xからは、上記のバーコードの齟齬についての指摘はなされなかった。また、Yは、令和元年一月二日、本件注作品のうち、アジア向け帽子を受注し、設定の更新があったため、版下出力を

し、バーコードの読取りを実施したところ、担当者において、バーコードの設定ミスに気づいた。担当者は、バーコード定義を修正したが、上長に報告することなく放置したままにしていた。Xは、本件納入品が納入されるに際して、タグに印刷された品名とサイズ、添え字を注文書に照らし合わせるという方法で検品を実施していたが、バーコードリーダー等でバーコードを読み取る方法による検品までは実施していなかった。

令和二年五月、Aによるバーコードの読込みを機にバーコードの設置ミスが発覚し、Xに通知され、同月二二日、XからYにその旨の連絡がされた。

このため、Xは、Yに対し、誤ったバーコードが印刷されているバーコードネームを納入したため、Xに損害が発生したと主張して、①主位的に、〈ア〉債務不履行に基づく損害賠償として、令和元年一月一七日までに縫付けがされたユニフォームに係る営業損害額である三七四一七七八九六円及びこれに対する遅延損害金並びに〈イ〉不法行為に基づく損害賠償として、令和元年一月一七日より後に縫付けがされたユニフォームに係る営業損害額である四六五三万七三八一円とこの部分に係る弁護士費用相当の損害額四六五万円の計五一八万七三八一円及びこれに対す

る訴状送達の日翌日である令和二年九月二五日から支払済みまでの遅延損害金の支払を、②予備的に、債務不履行に基づく損害賠償として、縫付けがされたユニフォームの営業損害額である八三九五万五二七六円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和二年九月二五日から支払済みまで遅延損害金の支払を求めて提訴した。

原審では、Xの請求のうち、主位的請求の〈ア〉について、Yの債務不履行を認め、損害を令和元年一月一七日までの営業損害額の三七四一七七八九六円とし、また、同請求の〈イ〉について、Yの不法行為を認め、損害を同日より後の営業損害額の四六五三万七三八一〇円としたが、それぞれにつき二割の過失相殺をした。

そこで、Yは、原判決を不服とし、Xの請求の棄却を求めて控訴し、Xも、過失相殺を認めた原判決を不服として控訴したのが本件である。

〔判旨〕

商法五二六条二項は、商人間の売買において、買主は、同条一項の検査により売買の目的物に瑕疵があることを発見したとき、又は、売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六か月以内にそ

の瑕疵を発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その瑕疵を理由として損害賠償請求をすることができない旨を定めている。これは商取引における迅速性の要請に因應とともに売主の保護を図る趣旨に出たものと解される場所であるが、これを買主の側からみれば瑕疵が直ちに発見することができないものであったとしても六か月の経過という事実によって売主に対する損害賠償請求を一切認めないとするものであるから、買主にとって酷ともいえる結果をもたらす場合があり得ることは否定し難い。商法五二六条三項が悪意の売主には同条二項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる事情も考慮しつつ、自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼は保護する必要があるが、悪意の売主にはかかる保護を与える必要がないとの判断に基づき、売主と買主の間の適切な利益衡量を図ろうとしたものと解される。

ところで、Xは、瑕疵につき売主に悪意がある場合だけでなく、重過失がある場合にも商法五二六条三項により同条二項の適用は排除されるべきである旨主張する。

そこで検討すると、かかる主張について直接判断を示した判例は見当たらないものの、取引の場面において善意ではあるが重過失がある場合を悪意に準じるものとして解す

べきとする判例はこれまでにも存在していた(商取引に關するものとして、最高裁昭和三八年(オ)第二三六号同四一年一月二七日第一小法廷判決・民集二〇卷一号一一一頁、最高裁昭和五二年(オ)第一〇六号同年一月一日第二小法廷判決・民集三一卷六号八二五頁、最高裁昭和六〇年(オ)第一三〇〇号平成二年二月二日第一小法廷判決・裁判集民事一五九号一六九頁など)。そして、売主の担保責任についてみると、いわゆる債権法改正により改められた民法の担保責任の規定においては、目的物が契約内容に不適合であることにつき引渡時に悪意又は重過失であった売主には担保責任の期間制限規定が適用されないとされておき(民法五六六条)、改正法には入らなかつたものの、債権法改正時の中間試案において示されていた事業者である買主の検査・通知義務に係る規定案においても、同様に悪意又は重過失の売主には担保責任の期間制限規定が適用されないとされていたものであつて、これらの規定(又は規定案)の背景となる利益衡量は、商法五二六条三項の解釈においても参考とし得るものである。既にみたとおり、商法五二六条三項が悪意の売主に同条二項の売主保護規定を適用しない旨定めているのは、かかる売主には自己の債務が履行済みであるとの売主の信頼を保護する必要がないとの趣旨に

出たものと解されるところ、同項の規定により買主に酷ともいえる結果が生じる場合があり得ることも踏まえ、保護されるべき売主の信頼は正当なものであることが求められるべきであり、瑕疵の存在を知らないことにつき売主に重過失があるときには、悪意の場合と同視し、売主は同項により保護されないものと解するのが相当である。このように解した場合、その限りに於いて商取引の迅速性の要請に一定の譲歩を求めることにはなるものの、売主に重過失がある場合に限ってかかる解釈を採ることは同条の骨格自体を変更するものではなく、それにより同条の趣旨を没却することになるとは解されない。

そこで、本件についてみると、上記認定事実のとおり、Yは、バーコードネームを自ら製作してこれをXに納入する旨の売買の発注をXから受けていたものであるところ、バーコードネームは、その性質上、正確なバーコードが印刷されなければ全く意味がないだけでなく、衣服に縫い付けて使用されるというその使用形態に照らすならば、誤ったバーコードが印刷されたバーコードネームが納入された場合には縫付けのやり直しに係る多大な拡大損害を招き得ることは事柄の性質上当然に予見できたから、正確なバーコードが印刷されたバーコードネームを製作して納入する

ことは、Yが本件契約上負う義務の中で最も重要なものであったといえる。そして、バーコードネームの生産フローは多段階にわたるものであるところ、その④の段階（筆者注・バーコード定義登録）の担当者がXから指定されたとおりの定義ではない形でバーコード定義を設定してしまうミスをしたほか、⑦の段階（筆者注・バーコードスキャン）で別の担当者がバーコードをスキャンしてその正確性をチェックしたときにも、最初の一点目の製品のみについてチェックを行い、その際に一三桁目の数字のみに着目して数字全体のチェックをしないままバーコード設定が誤った状態にあることを見落とすというミスをしたため、そのままバーコードネームの製造に移行し、その結果、令和元年一月一四日までにXに納入された多量のバーコードネームの全てに誤ったバーコードが印刷されるとの結果となったものである。これは、生産フローのそれぞれの段階を担当する各担当者による基本的ミスが競合することによってYが負う最重要義務の違反を生じさせたものといえるから、Yには重過失があったと評価すべきである。Yにおいては、令和元年一月二日に担当者がバーコードの設定ミスに気付きながら、その情報が組織的に共有されず、当該情報がXに伝えられることもなく、そのまま放置され

ていたのであり、上記のようなミスの競合があったことも併せ考慮すると、Y内におけるリスク管理面での不備を指摘せざるを得ないところである。

以上のとおりであるから、本件においては、商法五二六条三項により同条二項の売主保護規定の適用は排除され、買主であるXは、本件瑕疵について売主であるYに対して損害賠償請求をすることができるといふべきである。

〔研究〕

結論及び理由付けには疑問がある。

一、本件は、X社が、従業員用ユニフォームに縫い付けのためのバーコードをY社に発注したところ、その作成過程で双方に確認漏れや情報共有漏れがあり、最終的に瑕疵のある製品が納品されたという事案である。このため、その修正費用等の損害賠償請求が問題となっているが、Xが当該製品の瑕疵に気付いたのは、最初の製品受領から一年程度であり、商法五二六条による検品通知義務を履行しなかったことによるYの免責の可否が主な問題点となっている。また、本件では過失相殺を含めたいくつかの論点が争われているため、まずは商法五二六条の趣旨を確認した上で、

各論点を順番に検討したい。

なお、民法（債権関係）改正法及び整備法の施行期日は令和二年四月一日であるため、本件は、平成二九年改正前商法五二六条に関する事案である。

二、まずは、商法五二六条の内容と趣旨を確認しておく。同法は第一項で、商人間の売買においては、買主はその売買の目的物を受領した時は、遅滞なく、その物を検査しなければならないとしている。これは民法の一般原則である瑕疵担保責任（現在は契約不適合責任）の特別規定とされ、民法の目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限（民法五六六条）が一年であるのに対して、商法五二六条は遅滞なく検査をし、売主に対して直ちに通知すること、また、売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合でも、買主が六箇月以内に通知しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない（同二項）。また、売主が悪意の場合には、同条は適用されない（同三項）。

この特別規定は、売主保護規定であり、取引に関する法

律関係の迅速な確定を要する商事売買については適當でないこと、目的物を引き渡してから長期間経過した後には責任を追及された場合、売主が引渡し当時の目的物の調査をすることが困難になるばかりでなく、自己の仕入れ先との交渉や契約解除によって返還を受けた目的物の転売も困難となること、また、買主は、この期間中であれば、自己に有利な時点で権利行使ができ、売主の危険において投機が可能となることから、商人間の売買においては、買主が商人であり、商品売買の専門家であることを考慮して、買主に検査・通知義務を課しているとされている（田中誠二他

『コンメンタール商行為法』（勁草書房・一九七三年）一八〇頁、平出慶道『商行為法（第二版）』（青林書院・一九八九年）二二五頁、服部榮三・星川長七編『基本法コンメンタール 商法総則・商行為法（第四版）』（日本評論社・一九九七年）一一四頁（実方謙二執筆部分）、江頭憲治郎『商取引法（第九版）』（弘文堂・二〇二二年）二九頁）。当該規定は、ドイツ旧商法の責問義務に由来しており、古くから裁判例や議論の集積があるが（柚木馨「売主かし担保責任の研究一二」民商法雑誌四八巻五号（一九六三年）六七五頁、石原全「買主の責問義務に関する一考察」判例タイムズ六三三五号（一九八七年）一六頁、北居功「商法五二

六条論」『契約履行の動態理論Ⅱ』（慶應義塾大学出版会・二〇一三年）二五九頁。なお、立法経緯及び外国法からの継受については、名古屋大学佐野智也講師が作成した「法律情報基盤」<https://law-platform.jp/>（二〇二五年六月二一日閲覧）にて確認できる）、本稿では、以後、本判決で検討された争点に着目して検討していきたい。

三、まず、争点一として、商法五二六条の売主保護規定の適用の排除の有無について問題となっているが、本判決では原判決の通りとして適用が認められている。Xは、「本件注文品であるバーコードネームは、指定どおりのバーコードが印刷されていることよってのみユニフォームの個別的識別手段たり得るのであり、印刷されたバーコードの全数が誤りであった本件納入物は、外見上はバーコードネームであっても治癒不能の欠陥物であって、一旦縫い付けられると取外し及び付替えの作業をしなければならない有害物であり、異種物に該当する」と主張して、商法五二六条の適用はない旨主張するが、本判決では、「本件納入物のうち齟齬が生じていたバーコードネームは、添え字部分の数字とバーコード設定が異なっていたものの、バーコードリーダーでバーコードを読み取って初めて齟齬に気づく

ものであって、外見上は正しいバーコードが印刷されているものと全く区別がつかないものである。そうすると、本件納入物のうち齟齬が生じていたバーコードネームは、本来の目的物との関係で異種物に該当するということができず、本件には商法五二六条が適用されるというべきである……Xの指摘する事情を考慮しても、上記のとおり、本件納入物のうち齟齬が生じていたバーコードネームが異種物に該当するということはできないと判示している。

この点、本件注文品であるバーコードネームは、バーコード自体の印刷設定ミスがある商品というだけであり、異種物弁済で問題となる同等性能の別メーカー品であるとか、より上位性能の品というわけでもないから、本件は、正に瑕疵のある注文品の提供であるとする判断に異論はない（なお、北居功¹¹高田晴仁編『民法とつながる商法総則・商行為法（第二版）』（商事法務・二〇一八年）二七九頁〔北居功執筆部分〕では、瑕疵担保責任と債務不履行責任との境界は、引き渡された目的物が瑕疵物なのか異種物なのかで引かれていたが、その客観的基準は相対的であることから判例は客観的瑕疵概念にとられず、合意からの逸脱を瑕疵とする、いわゆる主観的瑕疵概念を採用してきた……このように売買された種類に属する通常の品質から合

意された品質へと瑕疵の認定基準が変わると、もはや瑕疵物と異種物の区別は意味を失うことになるはずであると説明されている）。

四、次に、本件で主要な論点となる、争点二について検討したい。争点一から商法五二六条の適用があるとすると、買主は遅滞なく、その物を検査する必要がある。また、契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合でも六か月以内でなければならぬ。しかし、本件では、最初の納品が令和元年六月二十七日であり、Xからの連絡によりYが本件注文品の設定ミスに気付いたのは、翌年の五月二二日である。このため、少なくとも六か月の通知期限を徒過したことにより、損害賠償等の権利を失ったといえるのかの問題となっている。Xは、①Xは商法五二六条一項所定の検査義務を履行したこと（品目名、サイズ、添え字がバーコード体系に合致しているか、数量に過不足はないかを目視により検査したこと）、②Yは令和元年二月一二日に悪意になったこと（令和元年二月一二日にY社担当者はコード設定の誤りを認識したことには争いがなく、同人が職務上の懈怠によりこれを上長に報告したか否かはY内部の事情にすぎず、かかる内部事情をもって取

引相手であるXに対抗できないこと)、③Yには重大な過失があること(Xから指定されたコード体系をそのまま設定せず、以前のコード体系の手直しによる設定を行い、製品後の出荷前検査でもコードの正確性について全く確認しなかったこと)の三点を主張している。

本判決では、①について、直接の言及はないが、原審では、「本件瑕疵は、外見上は発見することが不可能であり、バーコードリーダー等でバーコードを読み取ることにより、初めて発見することができるものであって、現に、本件納入物が納入されてから相当期間にわたり、X及びY、あるいは第三者において、本件瑕疵を発見できなかったものである」から「本件瑕疵は、商法五二六条二項という『直ちに発見することができない瑕疵』に該当する」としている。この点、本判決でもこの判断を前提にしているようであるが、疑問がないわけではない。同条の検査義務に関する裁判例(検査義務についての裁判例をまとめたものとして、小町谷操三『伊澤孝平』『商事判例集追録二』(岩波書店・一九四四年)二二八頁。また実務的な観点から裁判例を整理したものとして、遠藤元一「商事売買における買主の検査通知義務に関する契約対応」商法五二六条の検査通知義務はどのように修正されているか」NBL九六七号(二〇

一一年)一〇頁)は古くから存在し、機械(たとえば発動機)などについては、直ちに試運転ができそれにより瑕疵が発見できる場合は、直ちに発見できる瑕疵であるとされる他(前掲服部榮三『星川長七編一一五頁、大阪地判昭和二六年一月三〇日、下民集二卷一〇〇頁)、専門的能力を考慮すれば、直ちに発見できる数量不足などは直ちに発見できるものとされている(前掲服部榮三『星川長七編一一五頁、大判昭和一六年六月一四日、判決全集八卷二二七号七六二頁)。印刷されたバーコードの検査義務についての先例はもちろん存在しないが、目視だけでは正常動作するか分からないものについての動作確認は求められていると考えることはできるであろうし、本件注文品であるバーコードの動作確認が、買主側に過度の負担を課すものでもないため、是認されるべきではないだろうか。そのように考えると、検査義務を怠り、契約不適合品であることを遅滞なく通知できていない場合には、買主は保護されないという結論が導かれることになる。

次に、②についてであるが、原審では、「法人の機関ではない被用者の行為であっても、代表機関の選任監督の責任の及ぶ範囲内の行為については、被用者の悪意は法人の悪意となるべきであり、上記の経緯に照らすと、買

主であるXが本件納入物を受領してから六か月以内に、売主であるYにおいて本件納入物に瑕疵があることを知った(悪意となつた)といえ、その結果、商法五二六条の売主保護規定の適用は排除され、買主であるXは、本件瑕疵について売主であるYに対して損害賠償等の請求をすることができることとなるというべきである」としている(本件でもXにはリスク管理面での不備があると考えている(本件である)。これは、売主の悪意は、買主の通知と等価値と考える学説に依拠したものと考えられ、「一般に、目的物の引渡時に売主が数量不足等を知っていることであると解されているが、売主が悪意であれば、買主は、一項前段による通知を発しなくても権利行使をすることができるのであるから、売主の悪意と買主が通知を発することは、いわば等価値」であると説明されている(司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実(第一巻)』(法曹会・一九八六年)一九一頁、潮見佳男『新契約各論I』(信山社・二〇二一年)一八八頁)。一方で、商法五二六条三項にいう売主の悪意については、受け渡しの際に悪意を要求するのが通説である(大判昭和一六年六月一四日判決全集八巻二二七六二頁、前掲田中他一八四頁、前掲司法研修所編一九一頁、平出慶道『商行為法(第二版)』(青林書院・一九

八九年)二二九頁、前掲服部榮三『星川長七編一一五頁)。この点、本件のように商品の受け渡し後に、商品の瑕疵に気付いたという場合に、売主は買主にその事実を告げなければ、買主が六か月以内にすぐに発見できない瑕疵の通知がない場合に損害賠償等の義務を免れることになり、不誠実な対応をすることに動機を与えることになる。この点の評価は難しいが、通説に従い、商法五二六条が商取引の迅速な結了を意図していることや、買主も商取引のプロである商人であり商法を熟知しているという前提に立つと、買主側で検査が十分に行われていなければ、売主側が商品受け渡し後に悪意になったことをもって売主保護規定が排除されるとはいえないという利益衡量もあり得るのではないだろうか。本判決が、原審で指摘したこの点を買主救済の根拠とせず、あえて次で検討する③を救済の根拠としていることは以上のような考えによるのかもしれない。

次に、③についての本判決の判断は、判旨で取り上げたとおりである。この点、理論構成に疑問がある。本件判旨は、売主に悪意がある場合だけでなく、重過失がある場合にも商法五二六条二項の適用が排除される理由として、「直接判断を示した判例は見当たらないものの、取引の場面に於いて善意ではあるが重過失がある場合を悪意に準じ

るものとして解すべきとする判例はこれまでも存在していた」として、商取引に関するものとして三つの裁判例をあげている。しかし、ここに示されている裁判例はいずれも外観法理の適用に関するものであり、外観を信じたものに重過失がある場合に救済されないという考え方と、商取引の迅速な結了を目指した本条とを同列に考えることは難しいように思われる。すなわち、売主に過失があったとしても、買主に短期間での商品の検査義務を課すことで、取引を迅速に結了させ、その後には不備があったとしても責任追及ができないという規定からすると、売主に過失があったとしても、買主は検査によってその不備に気付くはずであるから、保護の重要性が高いとは考えられない。そして、その過失の程度を重過失は別問題とする理由はないように思われる。ただし、次で検討する債権法改正案との検討は必要であろう。

本件判旨では、売主の重過失を悪意と同視する理由として、債権法改正案にも言及している。民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明（商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務・二〇一三年）四一五頁）では「売主が悪意の場合に關して商法第五二六条に同様の規定があるが、目的物の契約

不適合につき売主が重大な過失によって知らなかったときも、悪意と同視してよいと考えられる」との説明がある。

しかし、本規定は中間試案に対するパブリック・コメントの手続きにおいて民法で規定しようとした「事業者」の範囲が問題視されたことから、最終的には手を付けられなかったという経緯がある（前掲潮見一八八頁、法制審議会民法（債権関係）部会第八四回会議（平成二六年二月二五日開催）部会資料七五A「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（九）」三四頁 <https://www.moj.go.jp/shingij/shingij04900204.html>（二〇二五年五月一三日閲覧））。なお、債権法改正前後の商法五二六条を検討するものとして、遠藤元一「商事売買規定および関連する幾つかの商行為総則規定」清水真希子・高橋美加『商法総則・商行為法の現在―その現代化に向けて』（有斐閣・二〇二四年）一一五頁）。このため、本判決では債権法改正案が成文にならなかつた理由は、売主の重過失は悪意と同視できるといふ部分に関係がないことから、商法五二六条三項の解釈として取り込むことができると考えたようである。しかし、商法に特別規定として検査通知義務が残っている以上、商取引の迅速な結了という立法趣旨からすると、重過失がある場合には商品受け渡しの前から悪意と同視される

と考えるのは困難であるように思われる。この点、学説でも「民法五六六条一項但書が売主の「悪意・重過失」を買主の通知義務を解除する要件としていることから、五六六条三項の「悪意」も売主の重過失を含めて解すべきかが問題となりうるが、商法五六六条も平成二九年民法改正と同時に民法の責任規定と平仄を合わせるものとして改正された経緯からすると、五六六条三項の場合は文字通り「悪意」に限られる（その分、売主保護が厚い）と解するのが自然であろうとの指摘もある（北村雅史『スタンダード商法Ⅰ商法総則・商行為法』（法律文化社・二〇二二年）一三〇頁。なお、反対意見として、岩淵重広「本件判批」ジュリスト一六一〇号（二〇二五年）八七頁）。

さらに、実務上、あらかじめ定めた期間経過後であつても、売主の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵については買主による損害賠償を認める旨の特約が置かれる場合もあるとの指摘や（森本滋『商行為法講義（第三版）』（成文堂・二〇〇九年）三〇頁）、買主は商法五六六条による検査通知義務を負わない旨の特約は有効であるとした裁判例があり（東京地判平成二三年一月二〇日、判例時報二二一一号四八頁〔百選四〇〕、落合誠一Ⅱ大塚龍児Ⅱ山下友信『商法Ⅰ総則・商行為（第六版）』（有斐閣・二〇一九年）

一七七頁）、契約時に自衛することも可能となっている（前掲遠藤「商事売買における買主の検査通知義務に関する契約対応」商法五六六条の検査通知義務はどのように修正されているか」一六頁）。

以上の理由から、③の理由付けには素直に賛同することはできない。本判決は原審が行った論点②による解決よりも、論点③による解決の方が説得的であるということなのかもしれない。確かに本件を全体として俯瞰したときに、特に注意を払う必要があるバーコードのレイアウト設定を誤った上、納品後に内部的にはその事実を覚知したにも関わらず、組織としての情報共有を怠り損害を拡大させてしまったという落ち度は大きい。買主側にも検査義務の懈怠という落ち度はあるとはいえ、そもそも売主側に落ち度がなければ発生しなかった損害であり、そうした考慮から行われた判決と評価することが妥当ではないだろうか（今後の継続取引や他の顧客からの信用低下も懸念されるにも関わらず、なぜ本件訴訟まで行うのか、判決文からだけでは理解できない部分もある。中東正文「商人間の売買における買主の検査通知義務」『現代企業取引法』（税務経理協会・一九九八年）七三頁でも、実際のクレーム処理にあたっては、売主が商法五六六条一項（筆者注：現在の二項）

後段を持ち出せば買主の権利を封じることができるとはならず、買主の要求を受け入れていることが多いのではなからうかとの指摘もある。

また一方で、外観法理に関する裁判例の解釈を踏まえれば、解釈によって重過失も悪意と同一に取り扱うことが文言上許されないとまではいえないこと、平成二九年改正民法五六条の趣旨を商法五六条の通知義務の趣旨とパラレルに捉える見解もあること（前掲遠藤「商事売買規定および関連する幾つかの商行為総則規定」一一八頁）、商法五六条二項の通知義務の期間は、英米法との比較や目的物の種類によっては買主にとって酷となるとの指摘（前掲柚木六九九頁、前掲中東七二・七四頁、前掲江頭三〇・三四頁）から同条については様々な観点を踏まえた合理的解釈を行う必要がある場面もありそうなこと（本件匿名コメント・判例タイムズ一五二一―号（二〇二四年）一三二頁）から、保護されるべき売主の保護の範囲について、重過失の場合も悪意と同視するとする解釈について一定の合理性があると考えられるとする先行研究もある（山下典孝「本件評釈」新・判例解説 Watch 三六号（二〇二五年）一一二頁）。

五、最後に争点六の過失相殺について検討しておきたい。本判決では、Xについては本件納入物に対して、納入前を含めバーコードの正確性を検証する機会があったのに、そうした検査を一切行っていないこと、Yについても、バーコードの設定ミスは重大であり、さらに本件瑕疵を覚知した段階で直ちにXに報告せず損害の拡大を招いたことから、損害全体に対して二割の過失相殺を認めている（なお、原審でも同様の結論となっている）。

この点、本判決のように売主の重過失を理由に商法五六条の売主保護規定は適用されないという前提であれば、買主であるXの検査通知遅れは民法の一般原則により一年以内でよいことになり本来は問題とならない。反対に、本稿で検討したように、買主が商法五六条の検査通知を怠っていることを重く見た場合には、売主側の落ち度は存在しないことになる。結局、本判決では、全体で見たときに落ち度大きい売主側に責任を認める一方で、買主側の落ち度も認めてその責任を過失相殺することで、双方痛み分けとしているように見受けられ、疑問が残る。

六、前述のとおり、本件は、平成二九年改正前商法五六条に関する事案である。しかし、条文の趣旨に変更はない

ため、本判決の解釈は改正後の現行法においても及ぶことになるが、以上の理由から、現実的な解決を優先した判決であると捉えるべきであると考え。なお、本判決に対する評釈としては以上の結論となるが、商取引の迅速終了主義が現状に即したものであるのか、またデフォルトルールとして適切なのか問われるべきとの指摘（前掲中東七二頁以下）には一考の余地があるだろう。

長畑 周史